

掲示期間：R4.9.5～10.3

## 令和4年度（後期）

# サークル用入構許可申請手続きについて

本学では、交通の安全、教育・研究の環境保持並びに駐車場の円滑な使用を図るため、交通規制を実施しております。

サークル交通担当者は、サークルに所属している学生で自動車の使用を希望する者について、学生自治会に対し、申請手続きを行ってください。

**【注意】サークル入構許可書は、サークルの物品を搬入する際などに使用するために一時的に許可しているもので、通学には使用できません。**

### 1. 申請受付期間

9月5日（月）～10月3日（月）17:00まで

※期間後は受付できませんので注意してください。

### 2. 許可期間

令和4年度後期 ※令和5年3月末まで

### 3. 駐車場所

・⑥武道場横・⑧サークル共用施設前(冬期間駐車不可)・⑨国際交流会館前

### 4. 申請方法

各サークル交通担当者は、サークル用入構許可申請者を取りまとめ、学生自治会へ申請手続きを行ってください。

なお、現在サークル用入構許可証を受けておらず、新規に許可を希望する場合は、事前に学生自治会から本制度の概要・手続き等について説明を受け、趣旨を理解したうえで申請してください。

【申請webフォーム】 <https://sites.google.com/site/welcomeouc2013/>



### 5. 許可証の発行・交付について

学生自治会がサークル用入構許可申請を取りまとめ、学生支援課にて検討後、学生自治会を通じて許可証を発行します。なお、許可台数と許可証の交付時期については、配分台数が確定次第サークル交通担当者に通知します。

注1：駐車場スペースが限定されている現状からして、必ず許可を受けられるとは限らないことを承知おきください。

注2：本制度は学生自治会の管理のもと、各サークルに対し特別に入構許可を与えるものです。  
サークル許可制度及び本学交通規制を十分理解したうえで申請してください。

【本件担当】・学生支援課学生支援係

E-mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp / TEL : 0134-27-5245

・小樽商科大学自治会事務局

E-mail : shodaijichikai@gmail.com